

あま市本庁舎整備に関する経過報告

平成26年6月



あま市

はじめに

平成22年3月22日のあま市誕生以来、統合庁舎が整備されるまでの当分の間は、住民サービスを低下させない、住民に負担をかけない形態として、旧3町の庁舎をそれぞれ分庁舎として活用する「分庁・支所併用方式」で行政運営を行ってきました。

一方、七宝・美和・甚目寺町合併協議会において、「将来の新庁舎については、住民の利便性と効率性の観点から、早期の本庁方式への移行が望まれるため、合併後3年を目途に5年以内を目標に、新市の中心付近である主要地方道甚目寺・佐織線沿いの七宝地内を最適地として、経費節減のためにも新築ではなく、既存の公共施設等を活用（改修等）し、整備を図る。」ことが協定されています。

しかし、昨今の地方自治体を取り巻く環境、特に財政状況は非常に厳しい状況が続いており、あま市も例外ではありません。住民サービスの充実と財政面のバランスに考慮し、市民・行政が共に満足感を得られる庁舎整備を行わなければなりません。

これらのことを踏まえた上で、真に求められるあま市役所本庁舎のあり方について、市民代表の方々に構成された「あま市本庁舎検討委員会」において、慎重に検討を重ねていただき、平成24年7月に「あま市本庁舎のあり方に関する報告書」を市長に提出していただきました。その報告書に沿った形での本庁舎整備に向け、庁内プロジェクトチームにおいてさらなる研究を進めてきました。

今年度、あま市本庁舎基本構想・基本計画（仮称）を策定する前に、これまでのあま市本庁舎整備に関する検討経過をお示しし、市民と行政がともに誇れる本庁舎整備に向け、市民のみならずとも進んでいきたいと考えておりますので、これからもご理解とご協力をいただければ幸いです。

平成26年6月

■目次

検討の背景	1
現庁舎の概要	2
現庁舎の耐用年数	2
合併協議～新市基本計画～あま市本庁舎のあり方に関する報告書	3
検討の経過	4
本庁舎の規模	5
想定延床面積	5
駐車場面積	5
必要敷地面積	6
本庁舎整備費用	6
整備候補地（県道あま愛西線付近に存在する公共施設）の現状及び課題	7
県道あま愛西線付近の既存公共施設位置図	9
既存庁舎活用の可能性	10
あま市の都市計画区域設定状況と七宝町沖之島地区の特性	11
あま市の市街化区域及び現庁舎配置状況	12
あま市本庁舎整備に向けた基本的な考え方	13
基本理念	14
用語解説	15

参考資料

あま市の各種計画（抜粋）

■検討の背景

合併以来、本（美和）庁舎、甚目寺庁舎、七宝庁舎の3つの庁舎で市民サービスや行政事務等を行ってきましたが、庁舎が分かれていることにより様々な問題が起こっています。

まず市民のみなさまに対するサービスに関する問題が挙げられます。各庁舎に市民サービスセンターを設置し、どの庁舎においてもほとんどの手続き等を行っていただけるように努めてまいりましたが、専門的な内容や複数の部署にまたがる相談等に対応する場合、やむを得ず担当部署がある庁舎への移動をお願いする状況が発生しています。あま市が目指すべきワンストップサービスの実現が困難であるということになります。

また、行政内部の問題としては、庁舎の維持管理経費や大規模改修費用、重複機能の存在、職員の庁舎間移動に係る課題などが挙げられます。今後ますます増大する庁舎の維持管理経費や大規模改修費用は、市の財政にとって負担となってくることは容易に想像が付きましますし、同じ業務を行う職員を各庁舎に配置することによる人件費や重複事務を行うことによる人的なロスも大きな問題です。会議や打合せなどのための職員の庁舎間移動は、職員の職務時間のロスにつながり、移動に必要な公用車に関する経費なども削減が可能なものと考えられます。また、災害発生時などの緊急時には、指揮命令系統や市民に対する支援体制の迅速な確立・配備にも支障になることが懸念されます。

合併時の約束事である合併協定項目として早期の統合庁舎整備が挙げられていること及び合併団体のみが受けることができる財政的支援の一つでもある合併推進債の活用期限も迫ってきています。

現在の社会経済情勢やあま市の財政状況を鑑みると「本庁舎整備を行う必要があるのか」というご意見もあろうかとは思いますが、将来のまちづくりを見据えた長期的な観点から、今、検討を行うことにしました。

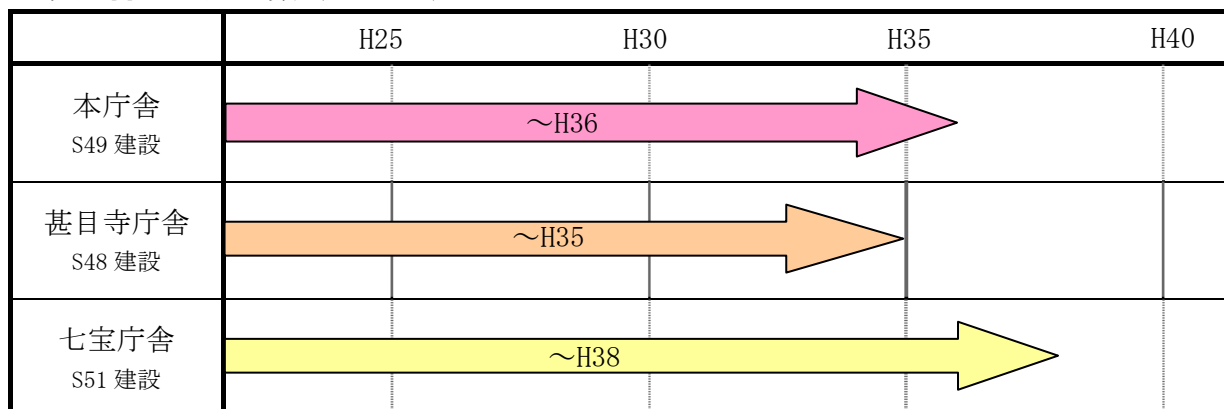
■現庁舎の概要

項 目	本庁舎	甚目寺庁舎	七宝庁舎
住 所	木田戊亥 18 番地 1	甚目寺二伴田 76 番地	七宝町桂城之堀 1 番地
公共交通	名鉄津島線木田駅(徒歩 10 分)	名鉄津島線甚目寺駅(徒歩 8 分)	名鉄津島線七宝駅(徒歩約 30 分) 名鉄バス七宝庁舎前停留所(徒歩 3 分)
建設時期	昭和 49 年 2 月 昭和 63 年 3 月(増築)	昭和 48 年 8 月 平成元年 7 月(増築)	昭和 51 年 12 月 平成元年 1 月(増築)
施設規模	鉄筋コンクリート造 3 階建、塔屋 3 階 車庫棟・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建、塔屋 4 階 車庫倉庫棟・鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート造 3 階建、塔屋 1 階 車庫棟・鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	4,453 m ²	4,823.6 m ²	3,939.85 m ²
建設面積	2,058.19 m ²	2,236 m ²	1,838.86 m ²
敷地面積	12,027 m ² (公民館敷地含む)	7,712 m ²	5,876.96 m ²
借地面積	5,771.57 m ²	—————	1,656.00 m ²
耐震対策	調査実施(有・無) H21.3 耐震工事済	調査実施(有・無) H18.9 耐震工事済	調査実施(有・無) 未施工
駐 車 場 (H21.6.1 現在)	257 台(内身障者用 4 台、 公民館共用)	104 台(内身障者用 3 台)	120 台(内身障者用 2 台)
公用車車庫	26 台	15 台	13 台
配置人数 (H23.4.1) 臨職除く	133 名	126 名	70 名

(第 1 回あま市本庁舎検討委員会 会議資料より)

■現庁舎の耐用年数(理論上)

※耐用年数は 50 年と想定



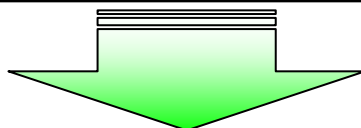
(第 2 回あま市本庁舎検討委員会 会議資料より)

■合併協議～新市基本計画～あま市本庁舎のあり方に関する報告書

合併協議<<合併協定書（抜粋）>>

4 新市の事務所の位置

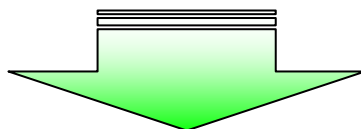
- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、海部郡美和町大字木田字戌亥18番地の1（現 美和町役場）とする。
- 2 庁舎の利用の方式（機能）は、当分の間、3町の現庁舎を活用する分庁・支所併用方式とし、七宝町及び甚目寺町の現庁舎は支所機能を有する分庁舎とする。
- 3 将来の新庁舎については、住民の利便性や効率性の観点から、本庁方式への早期移行が望まれることから、「新市基本計画」に掲げる「公共的施設の適正配置と整備」に基づき整備を図るものとする。



<<新市基本計画（抜粋）>>

第8章 公共的施設の適正配置と整備

なお、将来の新庁舎については、住民の利便性と効率性の観点から、早期の本庁方式への移行が望まれるため、合併後3年を目途に5年以内を目標に、新市の中心付近である主要地方道甚目寺・佐織線沿いの七宝地内を最適地として、経費節減のためにも新築ではなく、既存の公共施設等を活用（改修等）し、整備を図ります。



<<あま市本庁舎のあり方に関する報告書（抜粋）>>

<<整備に関する基本的な考え方>>

整備する時期としては、ワンストップサービスの実現など、市民の利便性を考えると早期に整備することが望ましいと考えますが、市民の意向や財政面などを考慮し、**合併推進債の活用期限である平成31年度までの整備完了を目標とすることが望ましいと考えます。**

整備する場所としては、新市基本計画及び市民の利便性を考慮し、**あま市の位置的中心地付近である県道甚目寺佐織線（現あま愛西線）付近の七宝地内を候補地として整備することが望ましいと考えます。**そのため、関係機関と調整を行い、法令等に関する懸案事項をクリアすることを望みます。

整備手法については、既存の公共施設の活用（改修等）など、上記で決定された整備場所の状況に応じ、**歳出節減効果が最大限発揮される手法を用いて整備することが望ましいと考えます。**

■検討の経過

《あま市本庁舎検討委員会》

平成23年10月31日～平成24年7月17日（計6回開催）

第6回会議において「あま市本庁舎のあり方に関する報告書」を市長に提出。

緊急性や優先度などを総合的に勘案して進めることや、後年度の財政負担も考慮した上で身の丈に合った庁舎整備を進めることなどを取りまとめ報告。

《庁内作業チーム》

平成22年設置（適宜打合せ実施）

企画政策課を事務局とし、財政課、総務課職員において、課題等の抽出や他市町村の事例収集などを実施。

《第一次プロジェクトチーム》

平成24年11月設置（全体会議は2回開催）

庁内関係部課長により構成。作業自体は通年において実施。

県道あま愛西線付近の公共施設（計6箇所）を統合庁舎にする場合の課題、問題点の抽出や解決策の検討。

《第二次プロジェクトチーム》

平成25年5月10日設置

市長、副市長を統括とし、関係部課長により構成。

これまでの検討経過を踏まえて、本庁舎整備に向けた基本的な考え方を整理。

■本庁舎の規模（総務省の庁舎建設標準面積算出基準による）

■想定延床面積

さまざまな算定方法がありますが、総務省の庁舎建設標準面積算出基準等に基づき、本庁舎の想定延床面積を13,000㎡と想定します。ただし、あらゆる状況変化も想定しつつ、最適規模の検討を続けていきます。

室名		面積(㎡)	積算根拠				
ア	事務室	3,937.5	区分	基礎数値	換算職員数		計算面積
					換算率	職員数	
			特別職等	4.5㎡	20	4	360.0
			部長・次長級		9	15	607.5
			課長・主幹級		5	41	922.5
			課長補佐・係長級		2	189	1,701.0
一般職	1	77	346.5				
計			326	3,937.5			
※職員数は現状の組織編成における想定本庁舎勤務者数							
イ	倉庫	511.8	ア事務室面積の13%				
	会議室、洗面所、 便所その他諸室	2,282.0	7㎡×全職員数				
ウ	玄関、廊下、階段 等の交通部分	2,692.5	アからイまでの各室面積の合計の40%				
エ	増加可能分	673.1	アからイまでの各室面積の合計の10%				
オ	車庫	1,875.0	25㎡×車両台数(75台)				
カ	議事堂	910.0	35㎡×議員定数(26人)				
合計		12,881.9					

(第2回あま市本庁舎検討委員会 会議資料より)

■駐車場面積

駐車場の必要台数を、「市・区・町役場の窓口事務施設の調査」(関龍夫)や「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正)等から、来庁者用駐車場は169台(一般165台+思いやり駐車場4台)、職員用駐車場は、本庁舎勤務想定者数を約300人とし、自動車利用率を98%とすると294台となり、合計で463台分の駐車場が必要となります。

一般駐車場の面積を25㎡/台、思いやり駐車場の面積を35㎡/台とすると、以下の面積が必要となります。

一般165台 + 職員294台 = 459台

459台 × 25㎡ = 11,475㎡

思いやり駐車場

4台 × 35㎡ = 140㎡

駐車場面積 11,615㎡

■必要敷地面積

先に求めた延床面積を基準とした上で本庁舎を5～6階建とすると、建築面積は約2,100～2,600㎡と算出されます。これに駐車場面積を合わせると、約13,700～14,200㎡が最低限必要な敷地面積となりますが、現在あま市で検討を進めている公共交通車両の乗入スペースや、災害時の防災拠点となる本庁舎の敷地内又は隣接地に避難場所等を確保することも肝要であると考え、約25,000㎡を基準とすることとします。

敷地面積は効率的な整備を行うためには可能な限り広い規模を確保することが望ましいと考えますが、多額の費用を要する事業であることから、財政状況等を考慮しながら、今後もあま市として可能な範囲内の整備規模を検討していきます。

■本庁舎整備費用

県内他自治体における最近の建設事例から求めた㎡当たりの実勢単価から算出した整備費用は約50億円となりますが、東日本大震災以降、人件費や原材料費等の高騰が見られることや、消費税率の引き上げ等も考慮し、およそ1.5倍(約75億円)程度まで想定しておく必要があると考えます。また土地の買収費用は、近隣の売買実例価格などから約10億円と想定します。

実際の整備にあたっては、適切で身の丈に合った整備を行い、整備費用の縮減について検討を進めていきます。

＜新築の場合＞

整備費試算	総務省起債標準事業単価			県内建設事例から求めた㎡当り単価
	4階建以下	5・6階建	7階建以上	
単価(円/㎡)	165,700	177,600	200,500	385,000
整備費(百万円)	2,135	2,288	2,583	4,960

(第2回あま市本庁舎検討委員会 会議資料より)

整備費用の財源は、極力後年度に負担を残さないためにも、整備基金を可能な限り積み立てるとともに、国の財政支援がある合併推進債や適用可能な補助金等を積極的に活用していきます。

＜整備費用を75億円と想定した場合の例＞

一般財源	9億円
基金	20億円
合併推進債	45億円
補助金等	1億円
合計	75億円

※あくまでも例であり、あま市の実態に即した数値ではありません。

■整備候補地（県道あま愛西線付近に存在する公共施設）の現状及び課題

本庁舎整備候補地については、新市基本計画及びあま市本庁舎のあり方に関する報告書で、あま市の位置的中心地での整備が最も望ましいとされています。市としてもそれらに基づき、あま市の位置的中心地である県道あま愛西線付近の七宝町地内があま市の今後のまちづくりに最も効果を発揮する候補地であると考え、付近に存在する既存の公共施設を本庁舎として活用できるかについて、現状及び課題の洗い出しを行いました。

①七宝北中学校

七宝北中学校は、敷地面積や市域の中心付近という点は高く評価できます。しかし、あま市立小中学校適正規模等検討委員会の提言書には、市内の小中学校は統廃合を積極的に行うのではなく、原則的に現状の配置を保ち、活力のある学校づくりを目指すという方針が示されています。

校舎整備（工事、改修等）には多額の国庫補助金が投入されており、他の用途への変更にあたっては当該補助金の返還が生じる可能性があります。

既存施設である校舎の改修等による活用の可能性については、校舎は校舎としての強度計算がされており、庁舎として活用するには大規模なレイアウト変更を行わなければならないと、新たな強度計算に基づく整備を行う必要があると考えられます。また、庁舎として効率的なレイアウトは非常に難しいと考えられます。

県道あま愛西線と接していますが、中央分離帯があることから東向きしか出入りできず、すぐ西には海部東部消防本部があるため、県道改良及び信号機設置は困難な状況です。

②七宝焼アートヴィレッジ

七宝焼アートヴィレッジも、七宝北中学校と同様、敷地面積や位置は高く評価できます。しかし、あま市の伝統産業であり、国の伝統工芸指定を受けている尾張七宝のテーマ館として、また、あま市の観光拠点としての位置付け等から、本施設の廃止は市としては考えておりません。

敷地内のふれあい広場での整備を検討する場合、来庁者と来館者の駐車場の確保が困難になることが懸念されるとともに、貴重なイベント会場としての側面を持ち、市民にも親しまれていることなどから、ふれあい広場の廃止も市としては考えておりません。

災害時の拠点給水施設でもある飲料水兼用耐震性貯水槽が設置されていることや、ドクターヘリの離着陸場としての機能もあることなど、防災・医療の面からも重要な施設であると考えています。

県道あま愛西線と接していますが、①と同じく中央分離帯により西向きしか出入りできず、また海部東部消防本部に近接しているため、県道改良及び信号機設置は困難な状況です。

③宝小学校

宝小学校も、敷地面積や位置は高く評価できます。しかし、七宝北中学校の検討の際にも触れたように、市内の小中学校は統廃合を積極的に行うのではなく、原則的に現状の配置を保ち、活力のある学校づくりを目指すという方針が示されています。

七宝北中学校と同様、校舎の改修等による活用への疑義や校舎整備に係る国庫補助金の返還が生じる可能性があります。

④⑤ごみ処分場（七宝・美和）

いずれも敷地面積は高く評価できます。位置的には市域の中心より若干西に位置していますが、まずまず高く評価できます。既存建物がないため、0ベースでの効率的な庁舎整備が期待できますが、最終処分場として利用されてきたことから、庁舎整備にあたっては現在の埋設物（埋立ゴミ）の除去が必要であり、費用面などがネックとなります。また、隣接地はほとんどが農業振興地域の農用地区域であり、周辺整備（開発）はほぼ不可能です。

⑥七宝産業会館

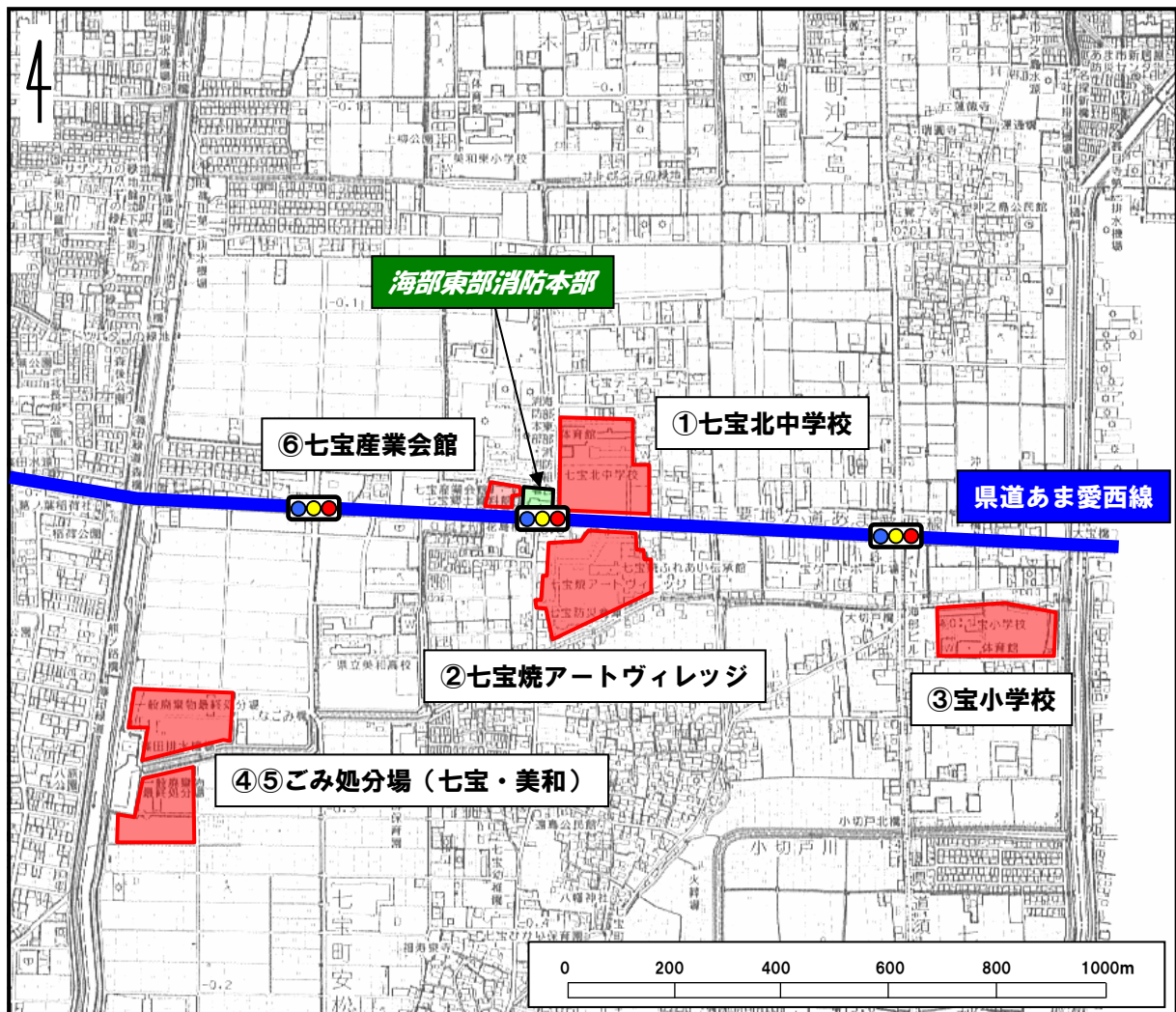
位置的には市域の中心付近であり高く評価できます。しかし、敷地面積が絶対的に不足しており、周辺も拡張の余地がありません。

県道あま愛西線と接していますが、ここも①と同じく中央分離帯があることから東向きしか出入りできず、海部東部消防本部に隣接しているため、県道改良及び信号機設置が困難な状況です。

また、これらの施設はすべて市街化調整区域内にあり、庁舎整備に係る開発許可は原則的に認められない地域です。

これまで述べてきた各施設の現状及び課題について庁内プロジェクトチームで検討してきましたが、費用縮減のためには既存施設の活用は非常に有効であるものの、各施設の設置目的や代替地の必要性などを総合的に判断し、県道あま愛西線付近に存在する公共施設活用の可能性は、あま市としては非常に低いと判断せざるを得ないという結論に至りました。

■ 県道あま愛西線付近の既存公共施設位置図



■既存庁舎活用の可能性

公共施設の活用という観点から、現3庁舎のいずれかを改修等し、本庁舎として活用するという考え方もありますが、それぞれ次のような問題があります。

	問題点
本庁舎	同一敷地に現存する美和公民館との供用部分を差し引くと、敷地が不足する上、約5割が借地である 周辺は拡張の余地が少ない
甚目寺庁舎	敷地が不足している上、隣接する保育園の送迎時には危険を伴う 周辺は拡張の余地が少ない
七宝庁舎	敷地が不足している上、約3割が借地である 周辺は拡張の余地が無い 接道がいずれも狭小道路であり、出入りがしにくい 耐震対策がされていない

いずれの庁舎においても、建設当時に想定された条件との乖離が生じた都度、改修や改築等によって対応してきましたが、環境や防災、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点等、近年一般的に求められている庁舎としての機能を前提とした整備がされておらず、さらに通路や事務室が手狭であるなど、来庁者にとっても、職員にとっても、非常に使い勝手の悪い庁舎となっています。また、いずれの庁舎もあま市の位置的中心地から離れており、市民の利便性を図ることが難しい位置にあります。

さらには、各庁舎とも建設から約40年が経過しており、およそ10年後には建物本体が理論上の耐用年数を迎えることから、庁舎の建替えや大規模な改修は現実のものとなります。

これらのことを踏まえた上で、本庁舎を整備するための原点でもある利用者の利便性、維持管理経費等の削減、また国の財政的支援がある合併推進債の活用等、あま市にとっての必要性、緊急性及び合併市としてのメリットの享受等を総合的に勘案し、新たに土地を求めてでも今やるべきであると判断し、位置的中心部である七宝町沖之島地区周辺において候補地の選定を進めることにしました。

■あま市の都市計画区域設定状況と七宝町沖之島地区の特性

あま市の都市計画区域は、旧町の土地利用計画をそのまま引き継ぐ形で線引きがされている状況です。甚目寺地区はほぼ全域が市街化、七宝地区と美和地区はそれぞれ中心部を核とした市街化区域の設定がされていたため、合併後の状況をみると、市の位置的中心部が市街化調整区域、その周辺に市街化区域という、一体的なまちづくりが難しい線引きになっています。

現在の法制下では、既存の市街化区域全域が本来あるべき市街化区域としての土地利用が行われた上で、かつ新たな市街化区域を設定する必要性が認められなければ、容易に市街化調整区域を市街化区域に編入することはできません。

一方で、市の位置的中心部にあたる七宝町沖之島地区は、旧七宝町においては町の北端に位置しており市街化調整区域として位置付けられていましたが、旧七宝町の都市計画マスタープランでは、七宝駅周辺を市街地住宅ゾーン、現在工業系の土地利用がされている沖之島中西部は工業ゾーンとしての土地利用計画が立てられていたことなどから、将来的なポテンシャルがある地域と考えられます。

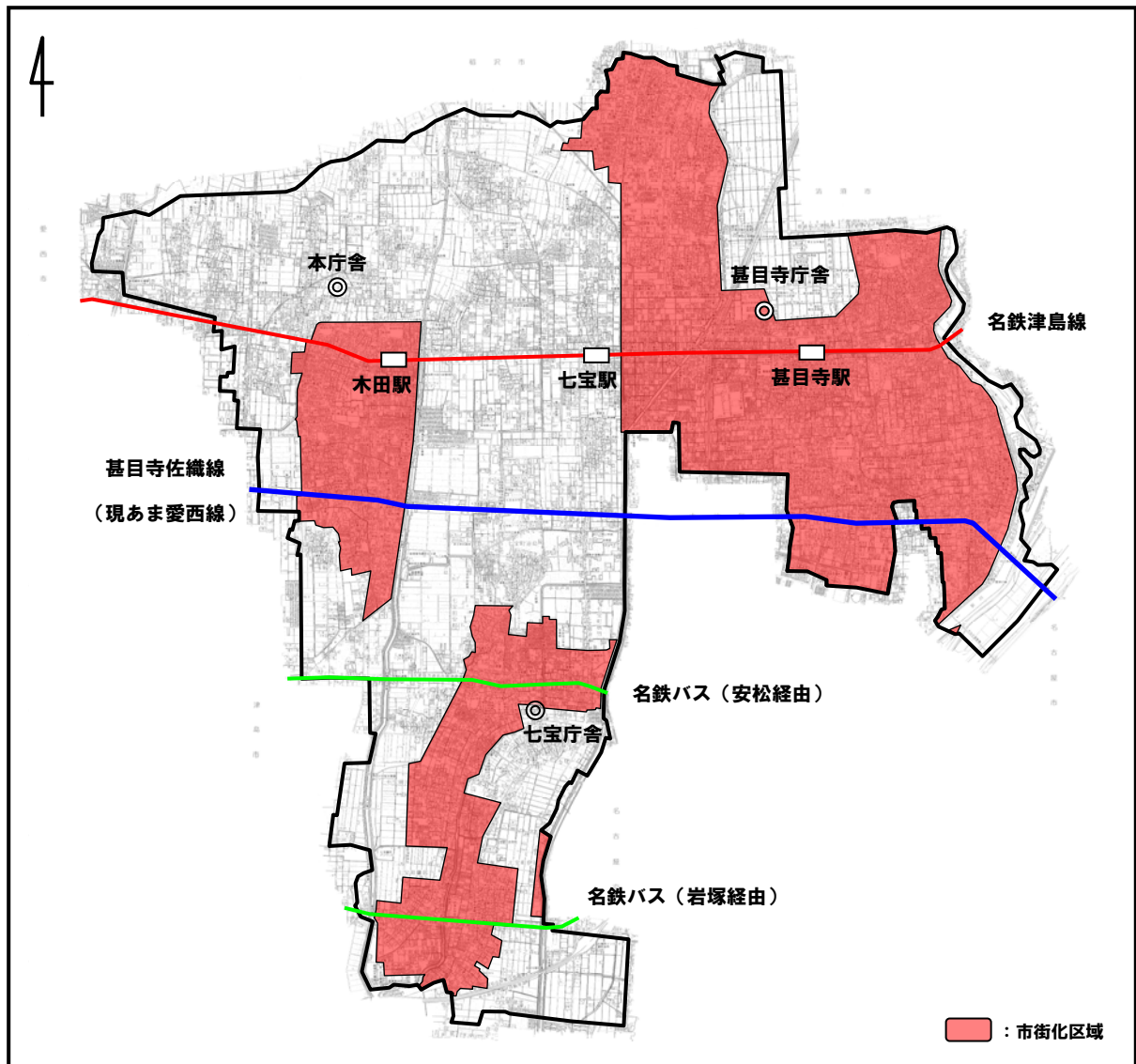
また、防災対応拠点である庁舎の整備地選定において、位置的中心地付近というのは重要な要素であると考えます。災害発生時に、速やかに、全市的に対応するには、当該地区は非常に大きなメリットがあると考えます。

現状において、名鉄七宝駅から半径1km以内に想定本庁舎敷地面積を一団で確保できる箇所がいくつか存在しています。それらは南北に走る県道須成七宝稲沢線と接道しており、また市街化区域と近接する既存集落とも隣接しているため、一体的かつ計画的な整備を行うことで、節度ある土地利用が可能な地域と考えられます。

さらに、これからのまちづくりを考える上で、市民生活に必要な機能が集約され、市民の利便性の向上に資する市街地形成の実現といった考え方が重要になってくると考えます。単に市民生活が便利になるだけでなく、まちの魅力向上にもつながり、それが人口の増加に伴う税収増、ひいては市として安定的な行財政運営を図ることができると考えます。

これらのことから、あま市の将来のまちづくりの中心地域として整備するため、地区計画制度などを活用しながら、その中核（シンボル）として当該地区内において本庁舎を整備することが最適であると考えます。

■あま市の市街化区域及び現庁舎配置状況



■あま市本庁舎整備に向けた基本的な考え方

これまで行ってきた検討を踏まえ、あま市として以下のとおり本庁舎整備に向けた基本的な考え方を定めて、新たにあま市市街化調整区域内地区計画ガイドラインを策定するなどの方策を研究しながら、本庁舎整備を進めていきます。

【あま市本庁舎整備に向けた基本的な考え方】

あま市本庁舎については、新市基本計画、あま市本庁舎のあり方に関する報告書を基本とし、維持管理経費等削減のため、合併推進債の活用期限である平成31年度中の整備完了を目指します。

市民の利便性を考慮し、あま市の位置的中心地付近であるあま市七宝町沖之島地内を最適整備候補地とし、まちづくりの観点も踏まえ、自治体庁舎として必要な機能は保ちつつ、適切で身の丈に合った規模での庁舎整備を目指します。

また、未来の庁舎建替えも考慮に入れ、業務を継続しながらでも同一敷地内での建替えを可能とし、かつ災害時を考慮し、防災拠点としての側面を持ちつつ、日常は市民の憩いの場となる都市公園の併設なども検討します。

■基本理念

あま市本庁舎整備については、次の6つの理念を基に進めていきます。

① 利用者の利便性

市民のみなさまをはじめとした庁舎利用者の利便性向上を求めます。

② 維持管理経費削減

ライフサイクルコストを考慮し、計画的な修繕等を行い、長寿命化を目指します。

③ 一体感の醸成

あま市、市民のシンボルとして誇りが持てる庁舎整備を進めます。

④ 防災機能

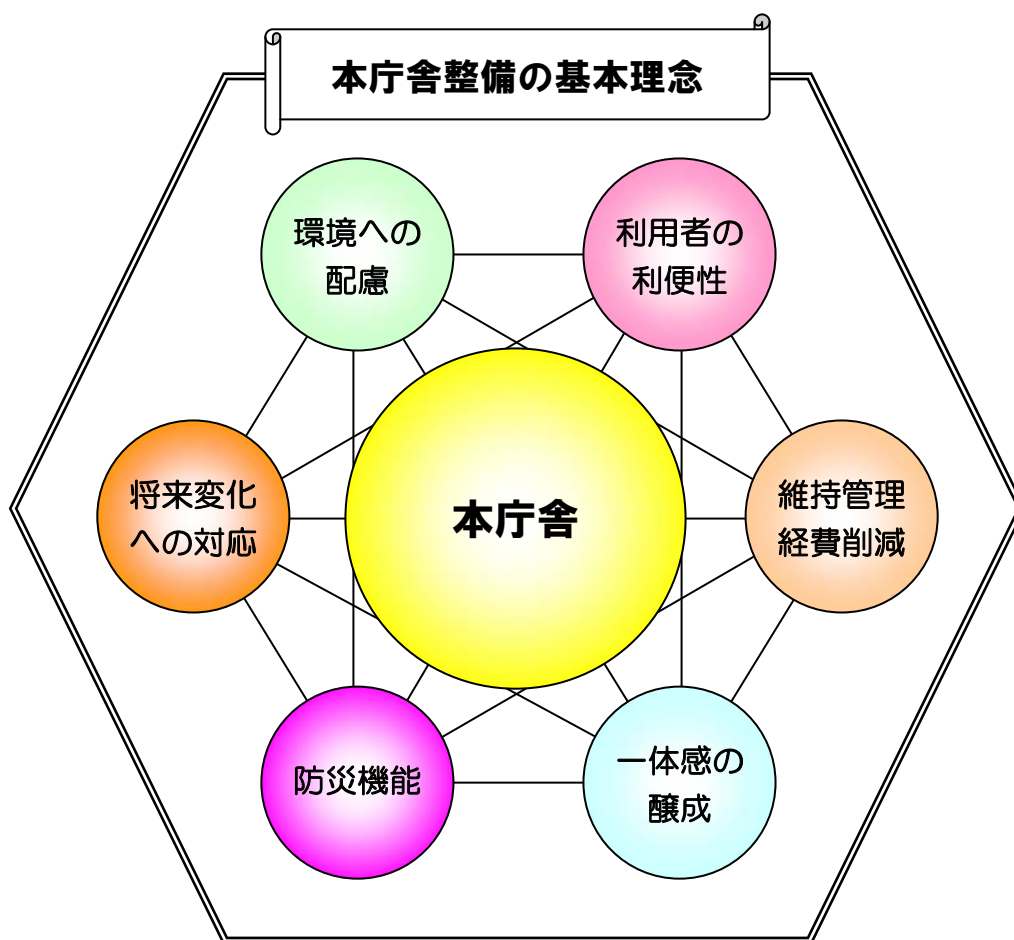
災害等発生時に市民の生命・財産を守るための拠点としての防災機能を備えます。

⑤ 将来変化への対応

フレキシブルな対応が可能な庁舎整備を目指します。

⑥ 環境への配慮

省エネやエコなど自然環境への負荷が少ない庁舎整備を行います。



■用語解説

【開発許可】

当該開発行為（建築物の建築などに供する目的で行う土地の区画形質の変更）が都市の周辺部における無秩序な市街化防止など、都道府県知事が都市計画法上適合しているとみなした場合になされる許可。

【合併協定書】

合併に関する諸事項について合併協議会における協議が整った事項をとりまとめたもの。

【合併推進債】

合併した年度とそれに続く 10 年度に限り、新市基本計画に基づく事業などに使うことのできる地方債（借金）。国の財政的な支援措置がある。〔充当率（必要経費に対して借入が可能な割合）は 90%で、元利償還金の 40%が後年度地方交付税の算定時に自治体の基準財政需要額（必要と見込まれる経費）として加味される。〕

【市街化区域】

都市計画法により定められる都市計画区域における区域区分の一つ。すでに市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。

【市街化調整区域】

都市計画法により定められる都市計画区域における区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域とされ、原則的には開発行為等は行うことができない。

【市街化調整区域内地区計画ガイドライン】

市街化調整区域内において、秩序ある土地利用の観点から、開発許可等の前提となる地区計画を策定するにあたり、円滑で適正な運用が図られるよう基本的な考え方を示したもの。

【新市基本計画】

新市をより良いまちにするために取り組んでいくべき事項をとりまとめたもの。

【総合計画】

市町村が策定する、自治体のすべての計画の基本となる総合的な指針となる計画。

【地区計画】

都市計画法に定められており、地区住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性に相応しいまちづくりのための計画。地区計画が定められると、市街化調整区域においても開発が可能となる場合がある。

【都市計画マスタープラン】

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）を定めたもの。

【ドクターヘリ】

救急医療用機器等を装備し、救急医療専門医や看護師が同乗し、搬送中でも患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。

【農業振興地域】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。

【農用地区域】

農業振興区域のうち、集団的農地や土地改良事業にかかる農地など、農用地として利用されるべきと指定された区域。保全すべき農地として、農地転用などは制限される。

【バリアフリー】

障がい者や高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で支障となる物理的、精神的な障壁を取り除くための施策や取り除いた状態。

【フレキシブル】

柔軟で融通がきくさま。状況の変化にもすぐに適応できること。

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、国籍、言語、文化の違いや、障がいの有無などを問わず、誰もが使うことができる施設や製品の設計。

【ライフサイクルコスト】

構造物の設計から建設、運用、修繕、解体までに係るすべての費用。

【ワンストップサービス】

一ヶ所又は一回に必要なサービスを提供したり、手続きができる仕組み。

【参考資料】

■あま市の各種計画（抜粋）

《第1次あま市総合計画》（平成24年3月策定）

- 目標1 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち
 - 施策1-3 都市基盤と資源循環型社会の整ったゆとりある快適なまちをつくる
 - 【魅力ある良好な都市景観を整える】
 - 秩序ある計画的な土地利用をすすめる
 - 「あま市都市計画マスタープラン」を策定し、地域の特性と自然環境に配慮した計画的な土地利用を推進します。
- 目標4 自らの力で歩み続ける、活力のあるまち
 - 施策4-2 持続的な行財政改革を推進するまちをつくる
 - 【行財政改革をすすめる】
 - 公共施設の適正な配置と維持管理をはかる
 - 市全体のバランスや市民の意向、財政状況に配慮しつつ、既存施設の管理、統合、利活用について検討し、公共施設の再編を推進します。〈中略〉
 - 新たな施設の建設や既存施設の建て替えについては、その必要性を慎重に検討します。

《あま市都市計画マスタープラン》（平成24年12月策定）

- 4-2 土地利用構想
 - 1. 土地利用の基本方針
 - 《市街化調整区域の土地利用のあり方》
 - 〈後段抜粋〉ただし、市街化調整区域であっても、既存コミュニティの維持や既存ストックの活用の観点から、都市的土地利用が必要な場合もあります。そのため、本市では、将来都市構造上の位置づけを踏まえ、公共交通の利便性が高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、そのような土地利用について、必要に応じ検討を行います。
- 5-3 市街地・拠点に関する方針
 - 1. 基本方針 良好な都市基盤を備えた暮らし、産業・交流の場をつくる
 - 2. 整備・誘導の方針
 - 《多様な拠点の形成》
 - ③その他都市拠点の整備
 - 〈中段抜粋〉また、新市基本計画及び市民の利便性を考慮し、本市の位置

的中心地付近である(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)付近の七宝地内を候補地として、行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、新庁舎の整備を検討します。

《集落環境の充実》

② 駅周辺等での適切な開発誘導

〈後段抜粋〉なお、七宝駅周辺については、市中央部付近に位置し、市街化区域に近接するとともに、周辺では、都市の重要な軸としての(都)七宝蟹江線と(都)給父西枇杷島線の整備が予定されるなど、市全体からみた優位性があるため、中長期的な視点で、市街化区域への編入を検討します。

○5-4 防災に関する方針

1. 基本方針 大規模災害にも備えた、安全・安心の環境をつくる

2. 整備・誘導の方針

《災害に強い都市基盤の整備》

② 防災拠点の整備

〈前段抜粋〉市役所庁舎、市民病院、教育施設など、災害時の各種活動の中核となる公共施設では、耐震化・不燃化を推進するとともに、敷地における雨水貯留・浸透機能の向上など、浸水対策を強化します。

あま市本庁舎整備に関する経過報告

平成26年6月

あま市企画財政部企画政策課

〒490-1292

愛知県あま市木田戌亥18番地1

TEL (052)444-1712 Fax (052)444-0982

HP <http://www.city.ama.aichi.jp/>